



ふかがわ 未来創造プラン

第五次深川市総合計画【簡易版】

2012～2021年度

<計画の概要>

深川市は、「市民とともに創る 住みよいまち 深川」を都市像とする「第四次深川市総合計画」を策定し、積極的にまちづくりを進めてきました。

今、地方は、少子高齢化の急速な進行、地球規模で進む環境問題、経済活動の著しい低下の中にあって、行財政改革の推進や地方分権の進展など、地方の自主性、自立性の確立が一層求められており、この流れのなかで平成23年5月2日に地方自治法が改正され、これまで法定されていた「地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」を定める義務付けも撤廃されたところです。

しかしながら、深川市としては、市が今後進むべき長期の道筋を示す計画の策定は引き続き必要であるとの観点から、地域を取り巻く現状や課題を的確に把握し、これまで進めてきたまちづくりの成果を生かしつつ、市民の皆さんからいただいた意見を踏まえ、市民と行政が互いに手を取り合って、新しい時代に向けたまちづくりの指針としての本計画を策定したものです。

この計画は、本市のまちづくりの指針となる最上位の計画として位置付け、各種計画の策定に当たっては、法令に定めのあるものを除き、この計画に則して行うものとします。

<目指す都市像>

「輝くみどりと豊かな心 みんなで創る 我がまち ふかがわ」

- 「輝くみどり」～ 美しく豊かな自然環境のもと、農業・林業をはじめとする地域の産業が発展していくことを表しています。
- 「豊かな心」～ 市民が心身とも健康で豊かで広い心を持ち、安全で安心して暮らしていけるまちであることを表しています。
- 「みんなで創る」～ 行政と市民の協働により、我がふるさとである「ふかがわ」を創りあげていこうとする姿勢を表しています。

<計画期間>

平成24（2012）年度～令和3（2021）年度 10年間

＜まちづくりに向けた課題＞

「深川市新しいまちづくり市民協議会」、「まちづくりアンケート」また「市民の意見を聞く会」などを通じ、市民の皆さんからいただいた多様なご意見や統計データなどから、深川市の将来に向けた新しいまちづくりの課題が次のとおり見えてきました。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ①少子化の進行と人口減少社会への対応 | ②超高齢化社会の到来 |
| ③地域医療の確保 | ④経済・産業活動と雇用 |
| ⑤快適な生活基盤の構築 | ⑥新たな環境課題や自然災害への対応 |
| ⑦学校教育の充実 | ⑧生涯学習や文化・スポーツの振興 |

＜基本的なまちづくりの分野＞

第五次深川市総合計画では、まちづくりに向けた課題で掲げた深川市が抱える課題を踏まえ、4つの分野ごとにまちづくりを進めます。

I 福祉・健康・医療に関する分野

市民全てがそのライフステージに応じて健康で安心した生活を送ることができるよう、行政と地域が一体となって福祉と健康のまちづくりを進めます。

特に、若い世代が子どもを生き育てやすい環境づくりと高齢者が生き生きと暮らしていける環境づくりを進めます。

【施策】

1. 地域福祉	①地域福祉を育てる主体づくり ②自立を支える地域社会づくり ③集い交わるコミュニティづくり
2. 障がい者福祉	①地域で生活できる環境づくり ②自立と社会参加の促進 ③バリアフリーの促進
3. 高齢者福祉	①生きがいづくりと介護予防の推進 ②地域における介護体制の充実 ③地域生活支援と地域包括ケアの推進
4. 児童福祉	①安心して出産・育児ができる環境の整備 ②児童の健全育成環境の整備 ③子育て支援体制の整備
5. 市民の健康と地域医療	①健康づくりの推進と疾病予防 ②国民健康保険制度の充実 ③医療供給体制の確保 ④市立病院の経営健全化

Ⅱ 経済・産業に関する分野

量質ともに安定して生産できる魅力ある農業経営と農村地域での定住の促進を図るとともに、商工業については、既存商店や事業所の経営体質の強化はもとより、企業誘致や新たなものづくり産業の育成に努め、市民が安心して働くことのできる雇用環境の整備を進めます。

【施策】

1. 農・林業	①農業所得の十分な確保 ②担い手の育成・確保と農地流動化の推進 ③環境と調和した農業の推進 ④地産地消及び都市と農村の交流推進 ⑤農村地域の住環境 ⑥林業の生産基盤整備と従事者の育成確保 ⑦森林の総合的利活用の推進
2. 商業・サービス業	①商業・サービス業の振興
3. ものづくり産業	①既存企業の育成強化 ②企業誘致の推進 ③地域資源の活用
4. 観光・交流	①観光資源の開発整備と交流の促進 ②観光関連組織の育成強化
5. 雇用の確保	①雇用の安定と創出 ②勤労者の生活支援と福祉の充実
6. 消費生活の安定・向上	①消費者利益の擁護及び増進

Ⅲ 快適な生活基盤の構築に関する分野

豊かで美しい自然環境の中で、市民が快適な生活を送ることができるよう、道路や住宅など生活インフラの整備を進めるとともに、空閑地等を活用した整備手法などを用いて、中心市街地に賑わいと活力を取り戻す取り組みを推進します。

また、自然災害や事故などから、市民の生命と財産を守り、市民が安全に安心して生活できるように、防災・消防・交通安全などの取り組みを強化します。

【施策】

1. 交通・道路	①市民の交通手段の確保 ②道路網の整備 ③交通安全の推進
2. 住環境	①うるおいとやすらぎの創出 ②住宅環境の整備 ③上下水道の整備 ④市街地の形成
3. 市民生活の安全	①防犯の推進 ②地域防災の推進 ③消防・救急体制の整備
4. 環境・エネルギー	①自然との調和 ②資源循環型社会の形成 ③再生可能エネルギーの導入
5. 移住・定住	①移住・定住の推進

Ⅳ 人材育成と教育・文化・スポーツに関する分野

市民誰もが生涯を通じて個々の個性や能力に応じて学習することができる機会の確保や次代を担う人材育成に努めるとともに、子どもたちが心身ともに健康で意欲を持って学習できる教育環境を、学校・家庭・地域と連携して整備します。

また、市民が求める文化活動やスポーツ活動への支援を通して、市民の心の豊かさの実現と健康の増進を図ります。

【施 策】

1. 人材の育成	①生涯学習の推進 ②人材育成の推進 ③国際交流の推進
2. 学校教育	①幼児教育の充実 ②義務教育の充実 ③特別支援教育の充実 ④高校・大学教育の充実
3. 社会教育	①社会教育活動の充実 ②家庭・地域教育の充実 ③青少年育成の推進
4. 芸術・文化・スポーツ	①芸術・文化の振興 ②文化財の保護・活用 ③スポーツの振興

＜各分野の推進に共通した行政手法＞

まちづくりを進めていく上では、先にあげた基本的なまちづくりの4つの分野ごとの取り組みに加え、それらに共通する行政手法を活用することが重要なことから、次に掲げる6つの手法を十分活用しつつ、様々な施策を推進します。

Ⅰ 市民との協働の一層の推進	○ 町内会・コミュニティ組織等との連携強化 ○ 情報公開と広報・広聴活動の充実 ○ 男女共同参画社会の実現
Ⅱ 情報化技術の活用	○ 市民サービス向上に向けた取り組み ○ 地域活力を支えるための取り組み
Ⅲ 適正な土地利用の推進	○ 都市地域～コンパクトで魅力的な市街地の形成 ○ 農業地域～多面的な機能を有する農地保全、生産性の向上 ○ 森林地域～長期的視点での保全と計画的な整備、森林資源の適正な利活用
Ⅳ 広域行政の推進	○ 広域連携の強化
Ⅴ 国・北海道との連携の強化	○ 基礎的自治体としての事務権限の確保 ○ 国・北海道事業の活用
Ⅵ 健全な財政と効率的な行政運営	○ 財政運営の健全性の維持 ○ 簡素で効率的な行政運営